

改正 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、教員及び職員（本学の業務を行う者であって本学の教員及び職員以外の者を含む。以下「教職員等」という。）が、本学の業務遂行において、関係法令及び学内規程等を遵守することをいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 本学の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンスの推進)

第5条 コンプライアンスに関する重要事項は、運営委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、本学においてコンプライアンスの推進が図られるよう、教職員等の意識向上や関連諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 学長は、本学におけるコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、部門（学部、大学院研究科、附置教育研究機関、附属施設及び事務部門）の長とする。

(公益通報)

第7条 教職員等は、次の各号のいずれかに該当する可能性があると思慮するときは、「学習院女子大学公益通報に関する規程」の定めるところにより通報を行うものとする。

- 一 法令及び本学の規程・規則等に違反している行為、又は違反するおそれのある行為
- 二 前号に掲げるもののほか、本学の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせるおそれのある行為

2 通報は、誹謗中傷等その他不正の目的でこれを行ってはならない。

(事務担当部署)

第8条 この規程に関する事務は、事務統括部が担当する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、運営委員会の議を経て、教授会の議により、学長が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。